

デジタルの二〇年に向けたデジタルの権利と 原則に関する欧州宣言

山 本 直

(解説) 本資料は、欧州連合(EU)の政治的機関である欧州議会、理事会および委員会の代表が二〇二二年一二月一日に署名した「デジタルの二〇年に向けたデジタルの権利と原則に関する欧州宣言」(以下「欧州宣言」)の全文を日本語に翻訳したものである。署名者は、欧州議会のロベルタ・メツォラ議長、理事会で議長国を担当するチェコのペトル・フィアラ首相、委員会のフォンデアライエン委員長であった。

昨今の急速なデジタル化を背景に、EUでは一般データ保護規則、デジタル市場法、デジタルサービス法をはじめとするデジタル関連の立法を成立させてきた。そのような動きと併せて、「eガバメントに関するタリン宣言」(二〇一七年一〇月六日)、「デジタル社会ならびに価値を礎とするデジタル政府に関するベルリン宣言」(二〇二〇年一二

月八日）および「リスボン宣言…目的のあるデジタル民主主義」（二〇二二年六月一日）を発表することにより、デジタル分野における規範をEUとして形成しつつあった。しかしこれらの宣言は、各々の時機に理事会議長を務めるエストニア政府、ドイツ政府ならびにポルトガル政府の下でそれぞれ発出されていた。委員会が二〇二二年三月九日に発出した「二〇二〇年のデジタル・コンパス…デジタルの一〇年に向けた欧州の流儀」と題する通達文書（コミュニケーション）において、あらためてEU三機関によって宣言を準備する計画が明記された。

欧州宣言は、直截にはこの計画に沿って発出されたものである。宣言の原案は、EU市民の世論調査ならびに民間団体、企業への諮問を経て、委員会の通信ネットワーク・コンテンツ・技術総局（DGコネクト）が主導しながら起草された。それは二〇二二年一月二六日に委員会の通達文書として正式に提案された（COM (2022) 28final, Brussels, 26.1.2022）。提案を受けた欧州議会と理事会が、各々に代表者を任命し、委員会代表と協議を重ねて加筆修正した後、に合意に至った。

今次の欧州宣言は、法的拘束力を備えるものではない。それは、政治的な企図と公約を明らかにするにとどまるとされる（前文第七段）。デジタル分野で求められつつある権利と原則に、欧州宣言がどの程度包括的に言及しているか精査する必要もあるだろう。^(*) それでもこの宣言は、二〇二〇年代初頭の時点において、EUと欧州諸国がデジタルの権利と原則をどのように認識しているかを把握する上で重要な手がかりとなる。とりわけわが国のような、人権、民主主義および法の支配の価値をEUと共有する国は、デジタル政策を進めるに当たり欧州宣言の内容を参考にできるであろう。欧州宣言が言及する権利と原則をそのまま輸入する必要はない。とはいえ、巨大なオンライン・プラットフォームフォーム企業が支配する「監視資本主義」（S・ズボフ）の波に完全に飲み込まれる前に、また、国家が個人の自由と

引き換えに管理体制を強化する「デジタル権威主義」を明確に拒絶するために、EUの規範と実践から参照できる点は少なくないであろう。このような観点から、研究者や官公庁の所轄の担当者のみならず、デジタル化に関心のある市民ならびにデジタル化を進める企業の担当者にも一読願いたくここに訳出することにした。

宣言の原文は、EU官報より入手した (Official Journal of the European Union, C23/1, 23.1.2023, pp.1-7)。主にフランス語版と英語版から訳出した。訳文の中の「 」は訳者が補足したものである。

(※) たとえばライデン大学のバート・カスターズ教授は、デジタル時代に求められるであろう権利として、オフラインになる権利、インターネット利用への権利、知らないでいる権利、気持ちの変化への権利、真つ新たな経歴から始める権利、データの期間を満了させる権利、自らのデータの価値を知る権利、真つ新たなデジタル環境への権利、安心できるデジタル環境への権利を挙げている (Bart Custers, “New digital rights: Imagining additional fundamental rights for the digital era”, *Computer Law & Security Review*, vol.44, 2022, pp.6-12)。

(翻訳) デジタルの一〇年に向けたデジタルの権利と原則に関する欧州宣言

欧州議会、理事会および委員会は、デジタルの一〇年に向けたデジタルの権利と原則に関する以下の共同宣言を厳粛に布告する。

前文

1. 欧州連合（EU）は、欧州連合条約第二条が明記するように人間の尊厳、自由、民主主義、平等、法の支配および少数者に属する人々の権利を含む人間の権利の尊重を礎とする「価値の連合」である。EUは、さらに欧州連合基本権憲章に従い、人間の尊厳、自由、平等および連帯という不可分で普遍的な価値を礎としている。憲章は、とりわけすべての加盟国が負う国際的な義務から生じる権利を再確認してもいる。
2. デジタル変革は、人々の生活のあらゆる面に影響を及ぼしている。それは、より質の高い生活、経済成長および持続可能性をかなえる大切な機会を与えている。
3. デジタル変革は、私達の民主的な社会、私達の経済ならびに個人に対して難題を突き付けてもいる。デジタル変革が加速する中、オフライン時に適用されるEUの価値と基本的権利をデジタル環境でどのように適用すべきかEUとして明らかにする時期が訪れている。デジタル変革によって権利が後退するべきではない。オフラインでの違法行為は、オンラインでも違法行為となる。この宣言は、オフラインにおける基幹的な公共サービスの利用といった「オフラインでの諸政策」を害するものではない。
4. 欧州議会は、デジタル変革に向けたEUの取組みの手引きとなる倫理原則を定めるように求めており、またデータ保護、プライバシーの権利、非差別およびジェンダー平等といった基本的権利、ならびに消費者保護、テクノロジーとインターネットの中立性、信頼性および包摂性といった原則が十分に守られるようにも求めている。さらに欧州議会は、デジタル環境における利用者の権利、労働者の権利およびつながらない権利がより確実に保護される

ように求めている^①。

5. 「eガバメントに関するタリン宣言」および「デジタル社会ならびに価値を礎とするデジタル政府に関するベルリン宣言」等の先駆的な取組みに依拠しつつ、「リスボン宣言…目的のあるデジタル民主主義」を通じて加盟国は、デジタル単一市場を備えるデジタル生態系の中核にある人間的特質を強めるデジタル変革の模範を要請している。加盟国は、テクノロジーが気候変動対策と環境保護の必要性を支援できるようなデジタル変革の模範を要請している。

6. デジタル変革に向けたEUの将来像は、人々をその中心に据えるものであり、個人の地位を高めるものであり、かつ革新的なビジネスを育成するものである。「デジタルの一〇年の政策綱領二〇三〇」に関する決定は、(デジタルの技能、デジタルのインフラ、ビジネスのデジタル化および公共サービスのデジタル化という)四つの主だった論点に基づくデジタルの具体的目標を掲げている。私達の社会と経済のデジタル変革に向けたEUの流儀は、とくに、開かれた作法でのデジタル主権、基本的権利の尊重、法の支配、民主主義、包摂性、利便性、平等、持続可能性、強靱性、安全性、より質の高い生活、有効なサービスおよび各人の権利と願望の尊重を重視するというものである。それは活力があり、資源を有効活用する公正な経済と社会に貢献するべきである。

7. この宣言は、デジタルの変革状況を受けて政治的な企図と公約を明らかにするものであり、これらと密接に関連する権利を想起するものである。さらにこの宣言は、政策決定者がデジタル変革の将来像を考える際の指針となるべきであり、人々をデジタル変革の中心に据えるべきであり、円滑な接続、デジタルの教育、職業訓練と技能修得、公正かつ適正な労働条件およびオンラインでのデジタル公共サービス利用を通じて連帯と包摂を支援するべきである。

り、アルゴリズムおよび人工知能とのインタラクティブならびに公正なデジタル環境における選択の自由が大切であることをあらためて表明するべきであり、デジタルの公共空間における参加を促すべきであり、データに対してプライバシーと個別の統制を保ちつつとくに子供と若者を対象とするデジタル環境における安全安心ならびに能力涵養を図るべきであり、持続可能性を高めるべきである。この宣言の各章は、全体で一つの参照の枠組みをなすものであり、個別に読まれるべきものではない。

8. この宣言は、ビジネスおよび他の関連主体が新たなテクノロジーを開発および活用する際の判断基準にもなるべきである。この点については研究と革新を促すことが重要である。中小企業とスタートアップ企業に特別の配慮を払うべきである。

9. デジタルの社会と経済における民主主義の機能は、法の支配、効果的な救済および法の執行を十分に尊重しつつさらに強化されるべきである。この宣言は、他の権利の行使と整合させるために権利行使にかされる合法的な制限にも、あるいは公共の利益を考慮した必要かつ比例的な制限にも影響を与えるものではない。

10. この宣言はEUの一次法、とくに欧州連合条約、欧州連合運営条約、欧州連合基本権憲章に強く依拠するとともに、二次法と欧州連合司法裁判所の判例法にも依拠している。宣言はまた、欧州における社会権の柱に依拠し、これを補うものである。この宣言は声明的性質のものであり、法的規定の内容や適用に影響を与えない。

11. 人々およびその普遍的な人権が世界各地で中心に据えられるデジタル変革に向けて、「この宣言に掲げる」原則が国際社会のパートナー達を導くべきである。このような野心をもちながらEUは、宣言の権利と原則を自らの通商関係に反映させる等、他の国際組織および第三国との関係において宣言を推進するべきである。とりわけこの宣言

を、持続可能な開発のための二〇三〇年のアジェンダを実現させたり、あるいはインターネット・ガバナンスに向けた複数の利害関係者による合意形成を図ったりする際の国際組織の行動基準として役立たせるべきである。

12. 宣言を周知および実施することは、EUと加盟国が、EU法を十分に守りつつ各々の権限の範囲内においても担うべき政治的な公約および責任である。委員会がその進捗を定期的に欧州議会と理事会に報告する。「デジタルの二〇年の政策綱領二〇三〇」に関する決定に設けられる一般目標の達成に向けて、加盟国と委員会は、この宣言に定めるデジタルの原則と権利を考慮しながら協力するべきである。

デジタルの二〇年に向けたデジタルの権利と原則に関する宣言

私達の目的は、人間を中心に据えた、欧州の価値とEUの基本的権利に基づいた、普遍的な人権を再確認した、すべての個人、ビジネスおよび社会全体に恩恵をもたらす、デジタル変革に向けた欧州の流儀を推進することである。そのために私達は、次のことを宣言する。

第一章 人間をデジタル変革の中心に据える

1. 人間が欧州連合におけるデジタル変革の中心にある。高度に安全が保たれながら、また人々の基本的権利が尊重されながら、テクノロジーはEU域内で暮らすあらゆる人々に恩恵をもたらす、人々が自らの望みを叶えられるよ

うに力を与えるものでなければならぬ。

私達は次のことに注力する。

- a. EU域内で生活する各人に恩恵をもたらす、すべての人々の暮らしを向上させる、デジタル変革に向けた民主主義の枠組みを強化すること、
- b. EUの価値とEU法によって認められる個人の権利が、オフライン時と同様にオンラインでも十分に尊重されるために必要な措置を取ること、
- c. デジタル環境における公共および民間のすべての主体による責任と熱意のある行動を育み、それを維持させること、
- d. 前述したデジタル変革の将来像を、私達の国際的な諸関係においても活発に周知すること。

第二章 連帯と包摂

2. テクノロジーは人々を分断するためではなく、結び付けるために用いられなければならない。EUにおいてデジタル変革は、公平で包摂的な社会と経済に貢献するべきである。

私達は次のことに注力する。

- a. テクノロジーによる対応策を設計、開発および利活用する際に、十分に基本的権利が尊重され、基本的権利の行使が可能となり、かつ連帯と包摂が促されること、

- b. 誰も置き去りにしないデジタル変革「を実現すること」。デジタル変革はすべての人に恩恵を与えるべきであり、ジェンダーバランスを向上させるべきであり、とくに高齢者、地方居住者、障害者ならびに疎外され、脆弱であり、恵まれない状況にある人々、およびこのような人々を代表して活動している人々を包摂するべきである。デジタル変革はまた、文化のおよび言語的な多様性を促すべきである、
- c. EU域内に住むすべての人が恩恵に浴するため、デジタル変革から利益を受けるすべての市場主体が社会的責任を負い、かつ公共の財、サービスおよびインフラの費用を公正かつ比例的に負担する適切な枠組みを設けること。

接続性

- 3. EU域内のどこに住もうとも、すべての人が安価で高速のデジタル接続を享受できなければならない。私達は次のことに注力する。
 - a. 低所得者を含むEU域内のすべての居住者が、インターネットを有効に利用できる高品質の接続性を十分に享受すること、
 - b. コンテンツ、サービスおよびアプリの利用が不当に拒否および制限されない、中立的で開放的なインターネットを保ち促すこと。
- デジタルの教育、職業訓練および技能**
- 4. すべての人は教育、職業訓練および生涯学習への権利をもっており、あらゆる基礎的および上級のデジタル技能を修得できるべきである。

私達は次のことに注力する。

- a. デジタルにおけるジェンダー格差を埋める視点等に立脚しつつ、質の高いデジタルの教育と職業訓練を推進すること、
- b. メディアリテラシーや批判的思考等、経済と社会ならびに民主主義の過程に活発に参加する上で必要なデジタルの技能と能力をすべての学習者と教員が修得および共有できるための努力を支援すること、
- c. すべての教育機関および職業訓練機関にデジタルの接続性、インフラおよび機器が備わるための努力を促し支援すること、
- d. 労働のデジタル化がもたらす変化に対して、技能の向上と再修得を通じてすべての人が適応能力を身に付けること。

公正および適正な労働条件

5. すべての人は、雇用の形態、条件あるいは期間を問わず公正、適正、健全および安全な労働条件への権利をもち、また対面の職場と同様にデジタル環境においても適切に保護される権利をもつ。
6. 職場におけるデジタル機器の利用条件等、公正で適正な労働条件を定める際にはとくに、労働組合と使用者団体がデジタル変革において重要な役割を担うものとする。
私達は次のことに注力する。
 - a. デジタル環境におけるワークライフバランスの実現のため、すべての人がインターネット接続につながる事が可能となり、また保障措置の恩恵に十分に浴することが可能となること、

- b. 労働環境においてデジタル機器がいかなる場合にも労働者の肉体的および精神的健康を蝕まないこと、
 - c. プライバシーの権利、結社の権利、団体交渉と行動の権利、ならびに不法および不正な監視からの保護といった、デジタル環境における労働者の基本的権利が十分に尊重されること、
 - d. 職場における人工知能の利用を透明なものにし、かつリスク・ベースの対処法が十分に取られること、ならびに安全で健全な労働環境を保つために、対応する予防措置が取られること、
 - e. とくに、労働者に影響を及ぼす重要な決定に際しては人間による監督が確実になされること、ならびに、人工知能システムとの間でインタラクティブがなされていることが労働者に対して全般的に十分周知されること。
- オンラインでのデジタル公共サービス

7. すべての人は、EU域内における基幹的な公共サービスをオンラインで利用できなければならない。デジタルの公共サービスを利用する際、不必要なデータの提出を求められることはない。

私達は次のことに注力する。

- a. 広くオンラインサービスを享受できる簡便で自発的、かつ安全で信頼できるデジタルアイデンティティを、EU域内で暮らす人々が容易に利用できること、
- b. 公共部門の情報を広く入手および再利用できること、
- c. 主には電子保健記録の閲覧といったデジタルでの保健サービス等、効果的な方法で人々のニーズを満たすように作られたデジタルの公共サービスを、EU域内において隈なく円滑かつ安全に利用できるように、また、相互運用ができる形で利用できるように、率先および支援すること。

第三章 選択の自由

アルゴリズムおよび人工知能システムとのインタラクティブ

8. 人工知能は、人間の福祉を高めることが究極の目的であるため、人々に奉仕する手段として位置づけられるべきである。

9. すべての人は、自らの健康、安全および基本的権利に危害が及ばないように保護される一方、デジタル環境において情報を十分に与えられた上で独自に選択できる等、アルゴリズムと人工知能システムの利点から恩恵を受けられるように涵養されるべきである。

私達は次のことに注力する。

- a. EUの価値が守られる中、開発から利活用まで一貫して人間を大切にすると、信用と倫理性のある人工知能のシステムを促進すること、
- b. アルゴリズムと人工知能の活用の際して適切な水準の透明性が保たれること、人々がそれらを活用する能力をもてるように十分に涵養されること、ならびにそれらとインタラクティブを行う際に十分な情報が与えられること、
- c. 差別を生まない適切なデータセットにアルゴリズムのシステムを確実に基づかせること、ならびに人々の安全と基本的権利に影響を及ぼすあらゆる結果が人間によって十分に監督されること、
- d. 保健、教育、雇用および人々の私生活等の際して、人工知能といったテクノロジーが人々の選択肢を狭めるこ

とに用いられないように十分に対処すること、

e. 人工知能とデジタルのシステムが常に安全かつ基本的権利も尊重されながら利用されるために、信用できる基準を促す等、保全措置を設けて適切な行動をとること、

f. 最高の倫理基準と関連のEU法規を、人工知能の研究に確実に尊重させるために適切な措置を取ること。

公正なデジタル環境

10. すべての人は、客観性と透明性が高く、容易に入手でき信用もある情報に基づいて、利用するオンラインサービスを効果的かつ自由に選択できるべきである。

11. すべての人は、デジタル環境において公正に競争および革新する可能性をもつべきである。これによって、中小企業を含むビジネスに恩恵がもたらされるべきである。

私達は次のことに注力する。

a. 基本的権利が保護されており、デジタル単一市場における利用者の権利と消費者保護が守られており、プラットフォーム企業とりわけ巨大プレイヤーとゲートキーパーの責任が適切に明確化されている、公正な競争に基づく十分に安心安全のデジタル環境を築くこと、

b. テクノロジーへの信用を高める手段として、また自立的にかつ十分に情報を与えられた上で選択する消費者の能力を高める手段として、相互運用可能性、透明性、開放的なテクノロジーおよび規格を促すこと。

第四章 デジタル公共空間における参加

12. すべての人は、信用できる多様かつ多言語のデジタル環境を利用できるべきである。多様なコンテンツを利用できる状況は、差別のない様式をもつ民主体制における多元的な公論と効果的な参加に寄与する。
13. すべての人は、デジタル環境において表現と情報の自由への権利、ならびに集会と結社の自由への権利をもつ。
14. すべての人は、自らが利用するメディアのサービスを誰が所有もしくは統制しているかについての情報を入手できるべきである。
15. オンライン・プラットフォーム企業とりわけ非常に巨大なオンライン・プラットフォーム企業は、オンライン上での自由で民主的な議論を支援するべきである。提供するサービスが世論と論議の形成に際して役割を担うがゆえに、非常に巨大なプラットフォームは、表現の自由を保護しつつ、誤情報と偽情報が流布される動き等そのサービスの運営と利用から生まれる危険を低減させるべきである。
私達は次のことに注力する。
 - a. オンラインにおけるあらゆる基本的権利、とりわけメディアの自由と多元主義を含む表現および情報の自由を保護し続けること、
 - b. 人々の関与と民主的な参加を活発にするためのデジタル技術が開発され、かつそれが最良の形で利用されることを支援すること、
 - c. 表現および情報の自由への権利といった基本的権利を完全に尊重した上で、全般的な監視義務や検閲業務を担

- わずしてあらゆる形態の違法コンテンツに対処するための比例的な措置を取ること、
- d. 偽情報や情報操作、あるいはハラスメントやジェンダーに起因する暴力を含む有害なコンテンツから人々が保護されるデジタル環境を作り出すこと、
 - e. EU域内における文化的および言語的な多様性が反映されたデジタルコンテンツを容易に利用できるように支援すること、
 - f. 特定の選択を自由にするための個人々の能力を涵養すること、ならびに、とりわけターゲティング広告を通じて脆弱性と偏向性が悪用されることを制限すること。

第五章 安全安心と能力涵養

保護される安全安心のデジタル環境

16. すべての人は、取扱われる情報の機密性、統合性、有効性および認証性が高次元で保持される、安全安心でプライバシーが守られるように設計されたデジタルの技術、製品およびサービスを利用できなければならない。私達は次のことに注力する。
- a. 製品の追跡可能性を促すための、ならびにデジタル単一市場において安全かつEUの法規を順守する製品のみが提供されるためのさらなる措置を取ること、
 - b. データの不正利用ならびにIDの窃盗や操作を含むサイバーセキュリティのリスクとサイバー犯罪から人々、

ビジネスおよび公共機関の利益を守ること。単一市場で販売される関連製品にサイバーセキュリティの要件を適用することは、このような利益に含まれる。

c. オンラインのセキュリティおよびデジタル環境の統合性をEU域内で弱めようとする人々、ならびにデジタルの手段を通じて暴力と憎悪をけしかけける人々に対抗し、彼らに責任を負わせること。

プライバシーへの権利、個人によるデータ統制

17. すべての人は、プライバシーへの権利および自らの個人データの保護への権利を享受する。後者の権利は、自らの個人データの利用方法と共有先を各人が統制できることを含む。

18. すべての人は、自らの通信の機密性および自らの電子機器類についての情報への権利、ならびにオンラインにおける不法な監視、不法な全面的追跡または盗聴を受けない権利をもつ。

19. すべての人は、自らのデジタル遺産について決断できるべきであり、死後における自身に関する個人的なアカウントと情報の処分について決定を下せるべきである。

私達は次のことに注力する。

a. EUが定めるデータ保護のルールと関連のEU法規に則して、すべての人が自らの個人的および非個人的なデータを十分効果的に統制できること、

b. ポータビリティの権利に則して、個人が自らの個人的および非個人的なデータを異なるデジタルサービスの間で十分簡易に移動できること、

c. 認められていない第三者のアクセスから通信を効果的に保護すること、

- d. 不法な身分証明および不法な行動記録所持を禁ずること。
デジタル環境における子供および若者の保護と能力涵養
- 20. 子供および若者は、デジタル環境において安全かつ十分に情報を与えられた上で決定できるように、ならびに自らの創造力を発揮できるように涵養されるべきである。
- 21. 年齢に応じた教材とサービスが、デジタル環境における子供と若者の経験、福祉および参加を増進するべきである。
- 22. デジタル技術を経て生まれる、もしくはそれを通じて助長されるあらゆる犯罪から保護されるべき子供と若者の権利に、特別の注意を払う必要がある。
私達は次のことに注力する。
 - a. メディアリテラシーや批判的思考等、デジタル環境において活発かつ安心して利用および関与するために必要な、ならびに十分に情報を与えられた上で選択するために必要な技能と力を、すべての子供と若者が得る機会を設けること、
 - b. 年齢に応じた安全なデジタル環境における子供と若者のための実践的な体験を促すこと、
 - c. オンラインにおける有害で不法なコンテンツ、搾取、操作および濫用からすべての子供と若者を守ること、ならびにデジタル空間を犯罪の実行や助長のために用いられないようにすること、
 - d. とりわけ商業目的のために行われる不法な追跡、人物像の解析および照準の設定からすべての子供と若者を守ること、

e. 子供と若者に関係するデジタル政策を形成する際に彼らに関わらせること。

第六章 持続可能性

23. デジタル環境に深刻な危害を与えないために、また循環経済を促すために、デジタルの製品とサービスは、環境と社会に与える負荷を軽減しつつ早々に陳腐化しない方法で設計、製造、利用、修理、リサイクルおよび処分がなされるべきである。

24. すべての人は、責任のある選択を取ることができるように、デジタルの製品とサービスが環境に与える影響、それらのエネルギー消費、およびそれらの修理可能性と寿命に関する正確で分かりやすい情報を入手できるべきである。

私達は次のことに注力する。

- a. 環境と社会への負荷がきわめて弱い、持続可能なデジタル技術の開発と利用を支援すること、
- b. 持続可能な消費者の選択とビジネスモデルに向けた動機づけを行うこと、ならびに強制労働との闘いを重視する等、デジタルの製品とサービスの世界規模での価値連鎖を通じて持続可能で責任のある企業活動を助長すること、
- c. 環境保全の実現を速めるために、環境と気候にとって好ましい影響を与える革新的なデジタル技術を開発、配置および積極活用するように促すこと、

d. デジタルの製品とサービスのための持続可能性の基準と表示を促すこと。

- (1) 2020/2216 (INI); 2020/2018 (INL); 2020/2019 (INL); 2020/2022 (INI); 2020/2012 (INL); 2020/2014 (INL); 2020/2015 (INI); 2020/2017 (INI); 2019/2186 (IND); 2019/2181 (INL); 2022/2266 (IND).